

兵庫県産休・育休代替職員登録試験及び 臨時的任用職員採用試験案内（本庁）

◎重要なお知らせ

やむを得ない事情により試験日や会場、試験内容を変更する可能性があります。
変更内容については、兵庫県ホームページ（採用試験のページ）でお知らせしますので、随時ご確認をお願いします。
産休・育休代替職員登録試験と臨時的任用職員採用試験を同時開催するものです。

◇受付期間 令和7年9月11日（木）～令和7年9月24日（水）[必着]

◇試験日 令和7年10月2日（木）

◇勤務場所 本庁

1 募集職種・予定人員・職務内容

試験区分	職 種	予定人員	職 務 内 容
産休・育休代替職員	総合事務職	1名程度	本庁で行う総合行政事務
臨時的任用職員	総合事務職	1名程度	本庁で行う総合行政事務

※ 予定人員は、変更することがあります。

2 任用期間

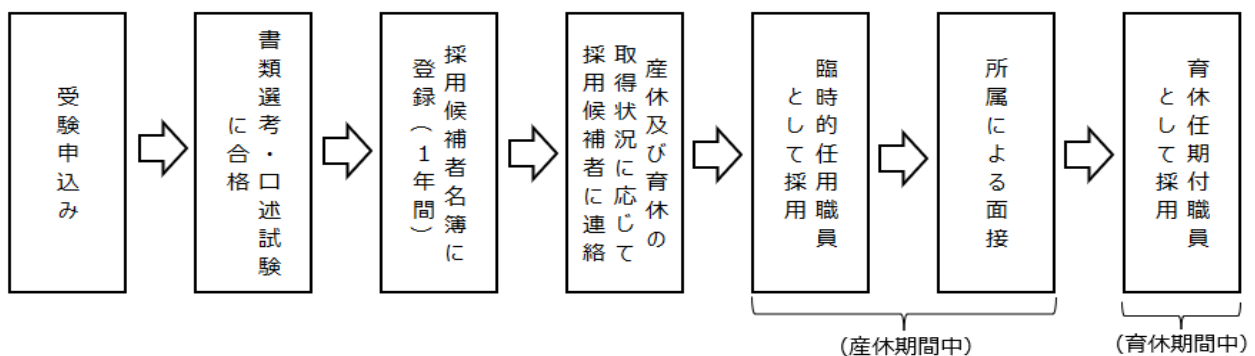
試験区分	任用区分	任用期間
産休・育休代替職員	育休任期待職員	令和7年11月～令和8年5月まで（予定）
臨時的任用職員	臨時的任用職員	令和7年10月中旬～令和8年3月31日まで（予定）

3 産休・育休代替職員について

- 産休・育休代替職員とは、本庁又は神戸市内の地方機関において、産休又は育児休業を取得した職員の代替として勤務する職員で正規職員と同様の業務に従事します。
- この試験の合格者は、産休・育休代替職員採用候補者名簿（以下、「採用候補者名簿」という。）に登録されます。
- 職員の産休期間中（約4ヶ月間）は臨時的任用職員として、育児休業期間中は育休任期待職員として採用されます。（育休任期待職員の採用は、各所属による面接に合格する必要があります。）

- (4) 育休任期付職員の任用期間は、職員の育児休業期間に応じて決定します（最長約2年10ヶ月）。なお、一つの任期は1年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて1年度毎に任期を更新します。
- (5) 採用は、職員の産休及び育児休業の取得状況に応じて決定するため、合格者ごとに採用時期や任用期間が異なります。
- (6) 職員の産休及び育児休業の取得状況や育休任期付職員採用前に実施される面接の結果によっては、採用候補者名簿に登録されても採用されない場合があります。
- (7) 採用候補者名簿の有効期間は名簿登録の日から1年です。当初の任期終了後も、採用候補者名簿の有効期間中に、新たに産休又は育児休業を取得する職員があった場合には、再度採用される場合があります。
- (8) 採用候補者名簿に登録後、受験申込書に記載していただいた勤務希望地域に従って、受験地域以外の地域からも採用の連絡をさせていただく場合があります。
- (9) 産休・育休代替職員への採用は、任期の定めのない職員の任用に際して、いかなる優先権を与えるものではありません。

【採用までの流れ】



4 臨時的任用職員採用試験について

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3の規定に基づき臨時的に任用するもので正規職員と同様の業務に従事します。
- (2) この試験の合格者は、臨時的任用職員として採用されます。
- (3) 任用期間は6月の範囲内とします。
- (4) 任用期間の満了の日をもって、身分を失います。また、任用期間の中途において、死亡した場合は死亡した日、自己の都合により退職する場合は任命権者が承認した日をもって、身分を失います。
- (5) 臨時的任用職員への採用は、任期の定めのない職員の任用に際して、いかなる優先権を与えるものではありません。

5 受験資格

※各試験共通

(1) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本国籍を有しない者（総合事務職に限ります）
- イ 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項のいずれか（下記）に該当する者
 - 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ウ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を理由とするもの以外）

6 申込方法

※各試験共通

(1) 申込方法

- ア 申込締切日までに受験申込書に必要事項を記入し、写真を貼って、封筒の表に「試験申込書在中」と朱書きの上、(2)の申込先まで持参または郵送してください。
※受験申込書に産休・育休代替職員登録試験、臨時的任用職員採用試験のうち、どの試験を受験するか必ず選択してください（1 回の申込で両方受験することも可）。
- イ 自己 P R カードは必要事項を記入の上、受験申込書と併せて提出してください。（受験申込書及び自己 P R カードは A 4 縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどせず、ご提出ください。）
- ウ 申込受付者には、試験日時や会場等を記載した案内を電子メールで送付しますので、受験申込書に PDF 文書が受信可能な E-mail アドレスを必ず記載してください。

9 月 30 日（火）時点で E-mail が届いていない場合は、（2）の申込・問い合わせ先まで電話で照会してください。

(2) 問い合わせ先

試験区分	職種	問い合わせ先
産休・育休代替職員 臨時的任用職員	総合事務職	〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号 兵庫県総務部・財務部総務課総務班（兵庫県庁第 2 号館 7 階） T E L 078-341-7711（代）（内線 72855）

7 選考試験方法

※各試験共通

(1) 選考方法

応募書類及び面接試験による選考

〈面接試験〉

責任感、コミュニケーション能力、協調性、理解力、知識・技術等について個別面接を行います。（20 分程度）

(2) 面接試験日

令和 7 年 10 月 2 日（木）※試験時間は申込受付者に別途ご連絡いたします。

(3) 試験会場

中央労働センター（〒650-0011 神戸市中央区下山手通 6 丁目 3 番 28 号）

※申込者多数の場合、上記以外の試験会場になる場合があります。その場合は別途お知らせします。

8 合格発表

令和 7 年 10 月中旬頃に兵庫県ホームページ（採用試験のページ「任期付職員、会計年度任用職員等採用選考」）に各試験の合格者の受験番号を掲載します。

※合格者には文書で通知しますが、不合格者への通知は行いませんのでご留意下さい。

9 勤務条件等

※各試験共通

(1) 月額給与（給料＋地域手当）

給料は、行政職 1 級の給料表が適用されます。

区 分	月 額
高校卒	212,783 円（給料月額 194,500 円、地域手当 18,283 円[9.4%]※1）～ ※2
大学卒	246,806 円（給料月額 225,600 円、地域手当 21,206 円[9.4%]※1）～ ※2
上 限	282,361 円（給料月額 258,100 円、地域手当 24,261 円[9.4%]※1）

※1 地域手当の額は、勤務地域により異なります。

支給割合は給料月額の 9.4%～4.4%です。（神戸市内は 9.4%）

※2 行政機関、民間企業等での経歴に応じて加算される場合があるほか、給与改定によって給料月額が変わることがあります。

※3 給料月額の算定は、採用手続き時に職歴の期間等の証明書類により個別決定します。また、給料月額の個別照会には応じられませんのでご留意ください。

(2) 諸 手 当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの規定によって支給されます。

※給与改定によって手当額等が変わることがあります。

(3) 社会保険

育休任期付職員	地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の適用を受けます。なお、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）については、正規職員と同様に、適用されません。
臨時的任用職員	地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の適用を受けます。なお、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）については、正規職員と同様に、適用されません。

(4) 勤務時間

週 38 時間 45 分（7 時間 45 分×週 5 日）

(5) 休 暇

年次有給休暇は任期に応じて年間最大 20 日間となります。その他、夏季休暇等任用条件に応じた各種休暇・休業制度（有給/無給）の適用があります。

(6) そ の 他

- ・地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- ・受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。